

信越病院 再整備基本計画策定支援業務・設計事務所選定支援業務委託
に関する公募型プロポーザルの実施要領

1. 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は、信越病院 再整備基本計画策定支援業務・設計事務所選定支援業務を委託するにあたり、信越病院 再整備基本計画策定支援業務・設計事務所選定支援業務仕様書に基づいて、事業者から企画提案を受け、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2. 実施方針

新町立病院の開院は平成 36 年 4 月と予定されていることから、基本計画、基本設計、実施設計、建築工事及び開院準備等を短期間に実施することになる。そのため、本業務を委託する事業者は委託金額の多寡のみで選考されるものではなく、医療制度及び建築制度全般に対する豊富な見識と病院経営及び病院建築について専門的かつ高度なコンサルティング能力を持ち、限られた期間内で十分な実施体制が確保できる事業者でなければならない。

そこで、本業務が適切に行われるようにするため、事業者から企画、技術等の提案を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定する。

3. 委託業務の概要

(1) 業務名 信越病院 再整備基本計画策定支援業務・設計事務所選定業務

(2) 業務内容 新町立病院の建設に向けた基本計画策定の支援及び設計事務所選定の支援をするために必要な業務を委託する。詳細は、信越病院 再整備基本計画策定支援業務・設計事務所選定支援業務仕様書による。なお、優先交渉権者を決定後に仕様書の最終調整を実施する。

(3) 委託期間 契約締結の日から平成32年 3 月31日まで

(4) 上限額 本契約にあたっての委託契約上限額は、19,800 千円(消費税及び地方消費税額を含む)とする。なお、委託額は委託候補者を選定後に決定するものとする。

4. 参加資格

本業務に関する公募型プロポーザル参加者は、下記に掲げる要件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4(一般競争入札の参加の資格)の規定にいずれにも該当しないこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続き開始の申し立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをされた者。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続き開始の申し立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申し立てをされた者。

(3) 本要領の公表日から契約締結日までのいずれの日においても、いずれかの自治体において指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税及び市区町村税の滞納をしていないこと。

- (5) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力(以下まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められる者。
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③ 反社会的勢力を利用してしていると認められるもの。
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便益を供与するなどの関与をしていると認められる者。
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 平成 25 年 4 月 1 日以降に国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院(医療法第 31 条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。)の整備に関する基本構想又は基本計画の策定業務のうち、元請として次の何れかの条件を満たしていること。
- ① 100 床以上の病院の新築又は全改築の受託実績が5件以上。
 - ② 人口 10,000 人以下又は、過疎地域自立促進特別措置法で指定されている地域で、診療所又は有床診療所を除く病院の新築又は全改築の受託実績が3件以上。
- (7) 業務の遂行にあたり配置する担当者は、統括責任者、主任担当者、設計担当者の3名を配備すること。なお、配置人数は3名以上でも構わない。
- (8) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者を統括責任者に充てること。なお統括責任者は1名とする。
- (9) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条に基づく一級建築士の登録を受けている者で、建築士法第 10 条第 1 項の規定に基づく業務の停止を命ぜられ、業務停止期間中でない者を設計担当者に充てること。なお、設計担当者は1名とする。
- (10) 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力と適正な執行体制を有し、発注者の指示に柔軟に対応出来ること。

5. スケジュール及び応募手続等

契約までのスケジュールは、次のとおりとする。なお、企画提案書等について、締め切り日を過ぎた場合、一切受け付けない。

(1) 募集スケジュール

内 容	日 程
実施要領等の公表	平成31年1月17日(木)
参加表明書提出期限	平成31年1月25日(金)必着
実施要項等に関する質問書の受付締切 回答日	平成31年2月1日(金) 平成31年2月8日(金)までに回答
企画提案書の提出期限	平成31年2月13日(水)必着
書類審査(応募者が4者以上の場合) ※4者以下の場合は書類審査は行わない。	平成31年2月14日(木)
書類審査結果通知及びプレゼンテーション時間等の通知	平成31年2月18日(月)までに通知

プレゼンテーション実施日	平成31年2月19日(火)
審査結果(採否)の通知	平成31年2月25日(月)までに通知
契約締結	平成31年2月末予定

(2) 応募手続等

ア 実施要領等配布期間

平成31年1月17日(木)から平成31年2月1日(金)午後5時まで

イ 配布方法

信濃町ホームページにおいて公表する

ウ 参加表明書等の提出期限

平成31年1月25日(金)午後5時までに必着

エ 提出書類(各1部)

・参加表明書(様式1)

・宣誓書(様式2)

オ 参加表明書等の提出先

〒389-1305 長野県上水内郡信濃町大字柏原 380 信越病院 総務係 宛

カ 提出方法

参加表明書(様式1)及び宣誓書(様式2)は書類により、持参又は郵送で提出とする。持参の場合は、開庁時を除く午前9時から午後5時までに上記提出先に持参すること。郵送の場合は一般書留又は簡易書留により、提出期限までに必着のこと。

6. 実施要領に関する質問・回答

参加表明書等を提出した事業者に関し、次のとおり実施要項、仕様書等に関する質問を受け付ける。

(1) 受付方法

質問書(様式3)により、電子メールにて上記アドレスまで送信すること。ファイル形式は word 又は PDF とする。

(2) 受付期間

受付期間は、参加表明書等を受理した翌日から平成31年2月1日(金)午後1時までに受信確認をしたものを有効とする。

(3) 回答の方法

平成31年2月8日(金)までに、メールにて参加表明書等を提出した全事業者に一斉に回答する。

(4) その他

受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。回答の内容に疑義がある場合でも同様とする。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

平成31年2月13日(水)午後5時までに必着

(2) 提出方法

参加表明書等の提出者のみ企画提出書等の提出を受ける。なお持参の場合は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までに参加表明書等の提出先に持参すること。郵送の場合は一般書留又は簡易書留により、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出書類

- ア 会社概要(様式4)
- イ 基本構想・計画支援業務受託実績(様式5)
※受託の実績が分かる資料を添付すること
- ウ 配置担当者調書(様式6-1)
※資格を証する証明等添付すること
- エ 配置担当者調書(様式6-2)
※資格を証する証明等添付すること
- オ 企画提案書(任意様式:A4とする)
- カ 見積書(任意様式:A4とする)

(4) 提出部数

原本1部(代表者印押印のもの)、副本6部(副本は複写可)

(5) 参考資料

企画提案書作成にあたり参考資料として、参加表明書等提出者に対し、昨年、病院スタッフ並びに信濃町役場職員により行われた信越病院施設整備プロジェクト会議において示した「信濃町立信病院施設整備検討報告書」及び「信濃町立信越病院新病院事業収支計画書」を各1部郵送する。

8. 企画提案書の作成要領

(1) 共通事項

ア 様式

提案書の様式で、指定があるものは原則指定の様式を使用することとするが、任意様式に差し替えても構わない。その際、指定様式で規定している内容以外の事は記載しないこと。また、任意様式は全てA4サイズで作成するものとする。

イ 構成

企画提案書等は全て片面印刷とする。なお、構成は指定しない。

ウ 枚数制限

提案は特定テーマ毎、各2枚以内とする。

エ 文字の大きさ

指定しない。ただし、読み易さに配慮した大きさと表記すること。

オ 字体

指定しない。ただし、読み易さに配慮した字体とすること。

カ 強調等

指定しない。

キ 綴り

企画提案書は特定テーマの順番に綴り、それぞれにページ番号を記して、A4ファイルにファイリング又はホチキス止めをして綴ること。

- (2) 提案課題
別紙1に記載された課題に対して提案すること。

9. 書類審査

- (1) 書類審査の実施方法等
応募者が4者以上ある場合は、事前に書類審査を実施し、ヒアリング対象者を決定する。審査方法は別に定める採点基準により審査を行い、得点の高い順から決定する。なお、応募者が4者以下の場合には実施しない。

- (2) 実施日
平成31年2月14日(木)

- (3) 審査基準選定項目は、以下を基本とする。

- ・事業者の実績
- ・業務実施体制

- (4) 結果の通知
平成31年2月18日(月)までに、口頭、E-mail、FAX 等により通知する。なお正式な書面は後日郵送する。

- (5) その他

- ア 審査結果に対する異議申立等は一切受け付けない。
- イ 審査結果の公表等は一切行わない。
- ウ 採点基準等は一切公表しない。

10. プレゼンテーションの実施

- (1) プレゼンテーション日時等の通知

平成31年2月18日(月)までに通知する。なお、上記書類審査を実施した場合は、口頭、E-mail、FAX 等により通知し、正式な書面は後日郵送する。

- (2) ヒアリングの実施手順

- ア 出席者は、配置担当者調書(様式6)に記載した者を含む合計3名までとする。
- イ 時間割は、プレゼンテーション25分、質疑20分程度の合計45分程度とする。
- ウ プレゼンテーション時間の25分を過ぎた場合は、如何なる理由があろうともその時点で終了とする。
- エ プレゼンテーションの内容は事前に提出している企画提案書に沿った内容とすること。
- オ プロジェクター及びスクリーン、電源コードは当方にて準備するが、それ以外に必要な機材は各自で準備すること。

- (3) 審査基準選定審査項目は、以下を基本とする。

- ・事業者の実績
- ・業務の進め方の妥当性
- ・業務実施体制
- ・開院支援業務の遂行能力
- ・見積金額の妥当性

- (4) 審査結果

- ア 結果通知は平成31年2月25日(月)までにヒアリング参加者全員に通知する。
- イ 審査結果に対する異議申立等は一切受け付けない。

- ウ 審査結果の公表等は一切行わない。
- エ 採点基準等は一切公表しない。

(5) 選定委員会

選定委員会の委員は、信越病院院長、信越病院事務長、信濃町副町長、信濃町総務課長、信濃町住民福祉課長の5名で構成する。

(6) 失格事項

- ア 選定委員に対して不当な要求等を申し入れた者。
- イ 選定委員会の委員に個別に接触した者。
- ウ 技術提案書類等について、期限内に提出がなかった者。
- エ その他実施要領に違反した者その他参加申込者が1者以下であった場合は、不成立とみなし審査は実施しない。

11. 契約

- (1) 最も優れた提案を行った者として選定された受託候補者と契約条件等について協議の上、随意契約による契約を締結する。なお、契約締結に向けた見積書を提出する場合、企画提案書等の見積書の額を超えて提出することは出来ない。
- (2) この交渉が不調に終わったときは、次点者と同様の交渉を行うこととする。
- (3) 参加申込者が最終的に1者以下であった場合は、その者と随意契約による契約を締結する。なお、契約締結に向けた見積書を提出する場合、企画提案書等の見積書の額を超えて提出することは出来ない。
- (4) 随意契約の対象者については、随意契約前に、プレゼンテーションの際に記された各種実績について確認する場合がある。

12. その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (3) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) このプロポーザルに係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (5) 業務の実施にあたっては、企画提案書及び契約書の範囲内で発注者と打ち合わせを行いながら作業を進める。なお、企画提案書の内容は契約予定者選定にあたっての参考とするが、企画提案書の内容に従い作業を進めるわけではない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止措置を行うことがある。これは、契約締結後発覚した場合も同様に処分する。また、これらにより損害賠償等発生した場合は損害額を請求する。

- (7) 企画提案書の提出後の差し替えや、訂正等一切認めない。ただし、配置担当者調書に記載した予定担当者が、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格及び実績がある者でかつ、発注者の了解を得なければならない。
- (8) 提出書類のうち、提出条件を指定している書類の不備が認められた場合は、差し替えを求める場合がある。
- (9) 本件に関し、問い合わせや連絡が必要な場合は必ず書面により取り交わすものとする。
- (10) 理由を問わず、プロポーザル終了までは、当該プロポーザル関係者との接触を禁止する。
- (11) 企画提案書の提出又はプロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。なお様式は任意とする。

13. 問合せ先

〒389-1305 長野県上水内郡信濃町大字柏原380
信濃町立 信越病院 総務係（担当：池田、柄澤）
電話：026-255-3100 FAX：026-255-2427
E-mail：sin-etu.hp@town.shinano.lg.jp

(別紙1)

信越病院 再整備基本計画策定支援業務・設計事務所選定業務委託に関する公募型プロポーザル提案課題

提案課題1

信濃町また信越病院の現状を踏まえ、新病院の病床規模や機能等をどのように考えますか。また、その手法等を明記し、具体的な新病院構想を記入してください。

提案課題2

新病院で整備が考えられている「介護医療院」について、現段階の介護医療院のあり方、整備・運用の方法を記入してください。

提案課題3

事業コスト抑制のための整備手法等について、現段階での考え方を記入してください。

提案課題4

建設場所について、立て替え又は、旧小学校跡地への移転等考えられますが、建設場所選定作業をどのように進めていくかについて、考え方、手法等を記入してください。

提案課題5

在宅医療を含む信濃町を中心とした地域包括ケアシステムを構築するにあたり、病院が果たすべき役割や機能等、現段階での考え方を記入してください。

提案課題6(フリー提案)

新病院の「基本計画」を策定するにあたり、上記提案課題以外で、特に検討を要する重要な課題と考えるものを一つ以上あげ、その理由と課題解決のための検討作業をどのように進めていくのか、考え方、手法等を記入してください。